

1. 基礎年金国庫負担割合 2 分の 1 への引上げ

平成16年年金制度改革における年金財政のフレームワーク

平成16年の年金制度改革においては、今後更に急速に進行する少子高齢化を見据えて、将来にわたり年金制度を持続的で安心できるものとするため、給付と負担の両面にわたる見直しを実施し、新たな年金財政のフレームワークを構築。

※5年ごと(次期:平成21年)に法律に基づき、財政検証(長期的な財政収支の見直しを作成し、16年改正の財政フレームの有効性を確認)。

16年改正のフレームワーク

① 上限を固定した上での保険料の引上げ

平成29(2017)年度以降の保険料水準の固定 (※保険料水準は、引上げ過程も含めて法律に明記)

厚生年金: 18.30%(労使折半) (平成16年10月から毎年0.354%引上げ)

国民年金: 16,900円(平成17年4月から毎年280円引上げ) (平成16年度価格)

【参考】現在(平成20年10月)の保険料: 厚生年金15.35% 国民年金14,410円

② 負担の範囲内で給付水準を自動調整する仕組み(マクロ経済スライド)の導入

標準的な年金の給付水準について、現在の59.3%から、現役世代の人口減少とともに水準を調整。今後の少子化の中でも年金を受給し始める時点で現役サラリーマン世帯の平均的所得の50%を上回る。

【参考】現在(平成20年度)の年金額: 基礎年金(40年加入) 月額66,008円

厚生年金(夫婦2人分の標準的な年金額) 月額232,592円

③ 積立金の活用

おおむね100年間で財政均衡を図る方式とし、財政均衡期間の終了時に給付費1年分程度の積立金を保有することとし、積立金を活用して後世代の給付に充てる。

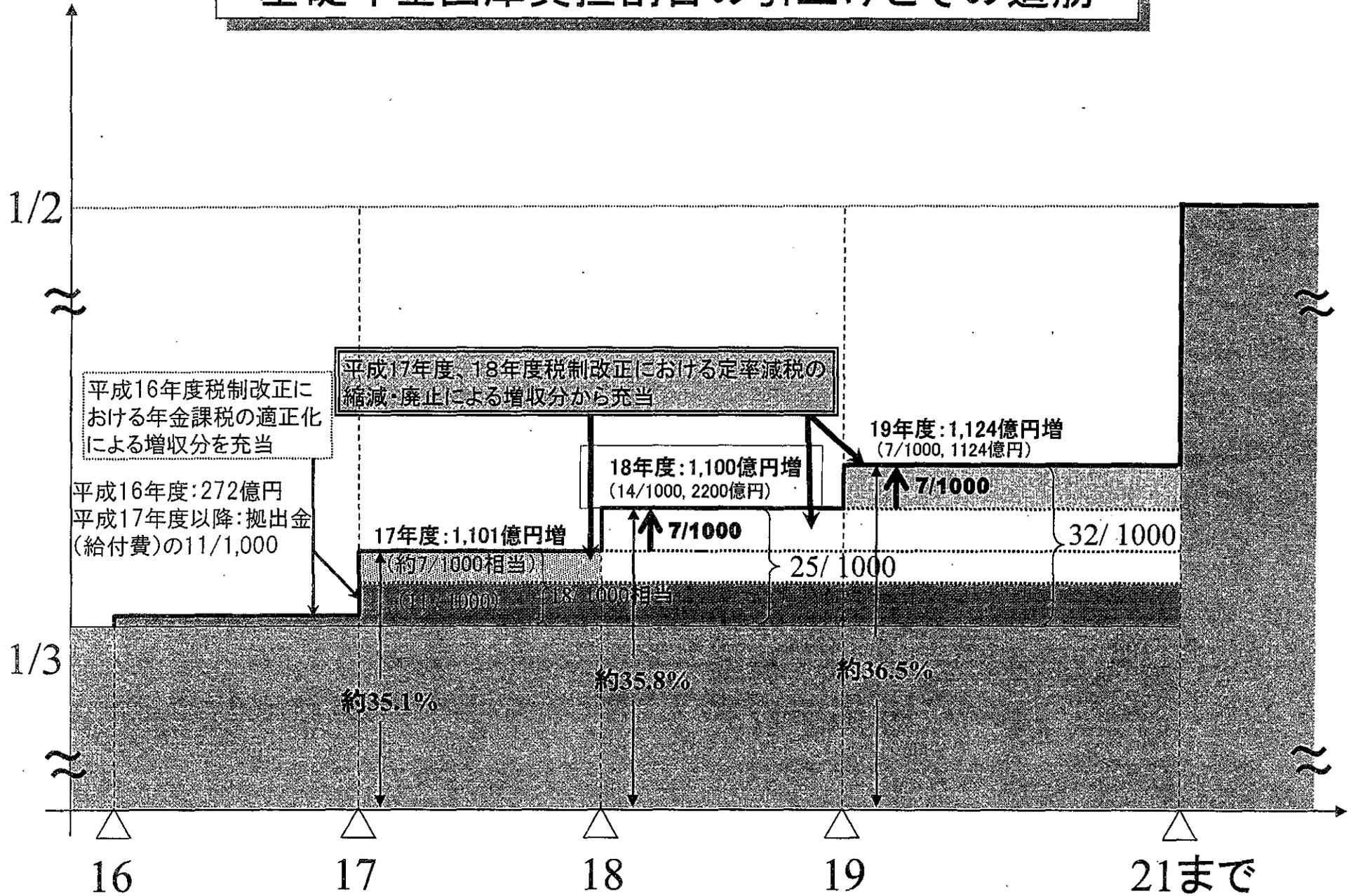
④ 基礎年金国庫負担の2分の1への引上げ

所要の安定的な財源を確保する税制抜本改革を行った上で、平成21年度までに2分の1に引き上げることが法律上明記。



年金制度を持続可能なものとするためには、上記①～④のフレームがすべて実働することが必要不可欠。国庫負担2分の1引上げは残された最後の課題。

基礎年金国庫負担割合の引上げとその道筋



持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた
「中期プログラム」（平成20年12月24日 閣議決定） —抜粋—

Ⅱ. 国民の安心強化のための社会保障安定財源の確保

2. 安心強化と財源確保の同時進行

国民の安心強化と持続可能で質の高い「中福祉」の実現に向けて、年金、医療及び介護の社会保障給付や少子化対策について、基礎年金の最低保障機能の強化、医療・介護の体制の充実、子育て支援の給付・サービスの強化など機能強化と効率化を図る。このため、別添の工程表で示された改革の諸課題を軸に制度改正の時期も踏まえて検討を進め、確立・制度化に必要な費用について安定財源を確保した上で、段階的に内容の具体化を図る。

Ⅲ. 税制抜本改革の全体像

1. 税制抜本改革の道筋

(1) 基礎年金国庫負担割合の2分の1への引上げのための財源措置や年金、医療及び介護の社会保障給付や少子化対策に要する費用の見通しを踏まえつつ、今年度を含む3年以内の景気回復に向けた集中的な取組により経済状況を好転させることを前提に、消費税を含む税制抜本改革を2011年度より実施できるよう、必要な法制上の措置をあらかじめ講じ、2010年代半ばまでに段階的に行って持続可能な財政構造を確立する。なお、改革の実施に当たっては、景気回復過程の状況と国際経済の動向等を見極め、潜在成長率の発揮が見込まれる段階に達しているかなどを判断基準とし、予期せざる経済変動にも柔軟に対応できる仕組みとする。

V. 中期プログラムの準備と実行

- (1) 経済好転後の税制抜本改革等の速やかな施行のために、その実施時期に先立ち、改革の内容の具体化を進めるとともに、法案その他の制度的準備を整える。政府においては、経済財政諮問会議や政府税制調査会などで行われる議論も踏まえつつ、関係省庁が連携してそのための検討に着手する。
- (2) 2009 年度（平成 21 年度）の税制改正に関する法律の附則において、前記の税制抜本改革の道筋及び基本的方向性を立法上明らかにする。
- (3) 基礎年金国庫負担割合の2分の1への引上げについては、2004 年（平成 16 年）年金改正法に沿って、前記の税制抜本改革により所要の安定財源を確保した上で、恒久化する。2009 年度及び 2010 年度の2年間は、臨時の財源を手当てすることにより、基礎年金国庫負担割合を2分の1とする。なお、Ⅲ. 1. (1) における「予期せざる経済変動」に対応する場合には、それまでの間についても、臨時の財源を手当てすることにより、基礎年金国庫負担割合を2分の1とする措置を講ずるものとする。

社会保障の機能強化の工程表

「社会保障国民会議中間報告」及び「国民会議最終報告」に描かれた姿を基に作成

社会保障
国民会議最終
報告に基づく
機能強化の課題

2009 2010 2011 2012 2013 2014 2015 (~2025)

年
金

基礎年金国庫負担割合2分の1の実現

財政検証

財政検証

実現

基礎年金の最低保障機能強化

制度設計・検討

法改正、順次実施

社会の構造変化に対する対応

・低年金・無年金者対策の推進
(保険料免除制度の見直し、受給資格期間の見直し、厚生年金適用拡大、保険料追納の弾力化)
・在職老齢年金制度の見直し等(→ 高齢者の就労に配慮した検討・実施)
・育児期間中の保険料免除(→ 他の少子化対策と歩調を合わせて検討・実施) など

医療・介護

(医療)

急性期医療の機能強化

診療報酬改定

診療報酬改定

診療報酬改定

(現行)都道府県医療計画(2008~12の5か年) → (新)都道府県医療計画(2013~17の5か年)

救急を含む急性期医療の新たな指針の作成

医師等人材確保対策

医師養成数の増加

(従事医師数の増加)

臨床研修の見直し・医師と看護師等との役割分担の推進(制度的対応)

レセプトの段階的なオンライン請求への切替え

レセプトオンライン化の完全実施

・救急・産科等の体制強化
・養成数、臨床研修、役割分担の見直し等の制度的対応による人材確保 など

・急性期の機能分化推進
・地域包括ケアの推進と在宅医療の強化・充実 など

2015年の姿

○ 安心して出産できる体制
○ 救急患者の受入れ、早期回復
○ 社会復帰できる体制の構築

(介護)

介護従事者の確保と処遇改善

介護報酬改定

介護報酬改定

介護報酬改定

第4期介護計画(2009~11の3か年)

第5期介護計画(2012~14の3か年)

基本方針の策定

+3%改定

・専門性等のキャリアアップ、夜勤・看護体制の充実等の評価を通じた介護従事者の処遇改善と確保 など

・医療との連携強化
・グループホーム等居住系サービスの拡充
・24時間対応の強化等在宅介護の強化・充実 など

2015年の姿

○ 居住系サービスの拡充、24時間対応、小規模多機能サービス充実による在宅サービスの整備・機能強化
○ 重度化対応、看取り機能、個室化・ユニット化等の施設機能の強化

少子化対策

仕事と子育ての両立を支えるサービスの質と量の確保

「安心子ども基金」の設置

すべての家庭に対する子育て支援の強化

「安心子ども基金」の設置

・「安心子ども基金」による保育サービスの集中重点整備
・放課後児童クラブの緊急整備
・妊婦健診公費負担の拡充 など

子育て支援サービスを一元的に提供する新たな制度体系の構築

新制度へのステップとなる制度改正

児童福祉法、次世代法の改正

育児・介護休業法の見直し

新たな制度体系の創設をにらんだサービス基盤緊急整備

・保育所整備に加え、保育サービス提供手段の多様化(家庭的保育、小規模保育等)、供給拡大
・一時預かりの利用助成と普及
・訪問支援事業や地域子育て支援拠点の基盤整備 など

新制度体系スタート

新たな制度体系の下での給付・サービスの整備

2015年の姿

○ すべての子ども・子育て家庭に必要な給付・サービスを保障
・休業中—所得保障(出産前後の継続就業率55%)
・働きに出る場合—保育サービス(3歳未満児保育利用率38~44%)の充実(ワークシェアリング)
→ 両給付は統合又は選択・併用可能に(シームレス化)
・働いていない場合—月20時間程度の一時預かりの利用を支援
・学齡児—放課後児童クラブ(低学年利用率60%)
→ 「小1の壁」の解消

共通

社会保障番号・カードの導入

社会保障カード(仮称)の実現に向けた環境整備(実証実験の実施等)

→ 2011年度中を目途とした導入

新たな制度体系の制度設計の検討 法制化